

Contents *家賃支援給付金続報 *大阪市・子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業について
 *夏季休業のお知らせ

「家賃支援給付金」の詳細が 発表されました！

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えする為に支給される「家賃支援給付金」の申請要領が公開され、申請の受付が7月14日から開始されました。公開以降、弊社にもテナント事業者の方々から多数のお問い合わせをいただいております。

◆家賃支援給付金の申請方法

申請受付開始：2020年7月14日
 申請期間：2020年7月14日から2021年1月15日まで。

◆対象の事業規模

左記①～③をすべて満たす事業者
 ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 ② 5月～12月の売上高について、
 ・ 1ヶ月で前年同月比▲50%以上
 または、
 ・ 連続する3ヶ月の合計で前年同月比▲30%以上
 ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

◆現時点の申請時の必要書類

① 賃貸借契約の存在を証明する書類
 ② 申請時の直近3ヶ月分の賃料支払実績を証明する書類（通帳コピー、振込明細等）
 ③ 本人確認書類（運転免許証等）
 ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

◆給付額

法人に最大600万円。個人事業主に最大300万円を一括支給。
 算定方法：申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍。

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限